

四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成18年条例第68号）によるひとり親家庭の医療費の助成に関する事務

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	四万十町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成18年条例第68号）によるひとり親家庭の医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		四万十町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第3の項 四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成18年条例第68号）によるひとり親家庭の医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第一条	四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成18年条例第68号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭に対してひとり親家庭医療費を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則 第3条 第2項
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	受給資格に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ニ	四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則 第2条 表右欄
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ホ	四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則 第2条 表右欄
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2017年08月24日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	

評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	